広報さい 3月号

【２月６日（日）第26回むつ・下北地区子ども会郷土芸能発表会】

IP告知端末機等操作住民説明会概要

IP告知端末機等操作住民説明会では、住民のみなさんにはお忙しい中、参加をいただきありがとうございました。

さて、各地区の住民説明会で質問された内容と回答をお知らせします。

【事業全般に関する質問】

Q 家の建て替えや改修したい場合、光ファイバが邪魔になります。どうすればいいですか。

A 工事に取り掛かる前（約一週間位前）に役場総務課総務・情報部門の担当者に連絡してください。光ファイバの撤去と新たに取り付ける費用については役場で負担します。

Q 現在取り付けている防災無線戸別受信機はどうなりますか。

A そのまま使用しても構いません。ただし、故障した場合は修理できない可能性がありますので撤去します。また、使用しない方は、役場に連絡いただければ回収します。

Q 停電時はどうなりますか。

A 停電になりますと告知端末機と小型画像情報端末機は使うことはできません。屋外の防災無線や戸別受信機（乾電池が必要）を活用してください。

Q 故障した場合はどうすればいいですか。

A 基本的には、配布する取扱説明パンフレットを読んで復旧作業を行ってください。それでも直らない場合は役場総務課総務・情報部門担当者に連絡してください。

Q 個別に操作を教えてくれますか。

A まず、取扱説明パンフレットを読んで操作してください。それでも使い方がわからない場合は、役場総務課総務・情報部門の担当者に連絡してください。

Q 機器は無償ですか。

A 無償で貸し出しますが、若干の電気代（月百円程度）がかかります。

【IP告知端末機に関する質問】

Q IP告知端末機のチャンネル放送は1～4のどこでもいいのですか。

A どこのチャンネル番号にしても構いません。村でチャンネル放送の設定をしないと放送は流れません。また、チャンネル放送を聞いているとき、通常放送や緊急放送が流れた場合は、チャンネル放送は一時切れ、通常放送等が優先的に流れます。終了後、チャンネル放送が再度流れます。また、チャンネル放送は役場で時間などを設定しない限り、聞くことができません。

Q 寝たきりなどのお年寄りの場合、連絡ボタンを押せない場合があると思うがその時はどうするのですか。

A 連絡ボタンは、役場が避難状況の確認を行うための補助的な役目となっています。もし、避難勧告などで連絡ボタンを使用する機会があった場合、ボタンが押されていない場合は現場にいる役場職員などに連絡して確認してもらう流れとなります。

Q 録音ボタンは、どのくらい録音できますか。

A 最大八件録音できます。時間で十分です。八件を過ぎると古い放送から順に消えていきます。また、録音ボタンを押していない場合でも、役場で必ず聞いてほしい放送については、再生ボタンが点滅する場合があります。

【小型画像情報端末機に関する質問】

Q 小型画像情報端末機はどこに置いても大丈夫ですか。

A ある程度の範囲は移動しても大丈夫です。もし、ＩＰ告知端末機についている無線ＬＡＮカードからの電波が届かない場合は、画面が出ませんので、画面が出るところまで移動をお願いします。画面が映るまで三分程度かかります。

Q 小型画像情報端末機にある音量は何ですか。

A メール受信時や見守りメールが届いたときに音が鳴ります。その音量です。

Q 小型画像情報端末機をパソコンにつないだり、送られたメールをプリントすることはできますか。また、動画は見れますか。

A パソコンにつないだり、プリントすることはできません。また、動画は見ることはできません。

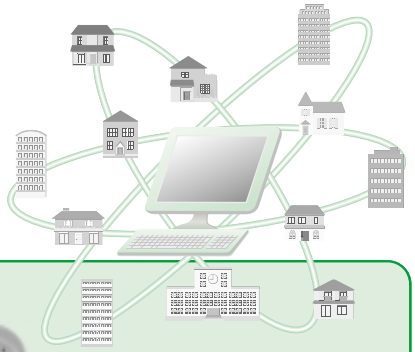

【ＩＰ告知端末機】

今までの行政無線に代わるものです。台風などの強い風雨の時でも家の中にいて告知放送を途切れることなく聞くことができます。

【小型画像情報端末機】

７インチの画面を通して、文字や写真で村の最新情報やお知らせ、出来事などさまざまな情報をお届けする機器です。

住民説明会の様子（大新緑町内会）

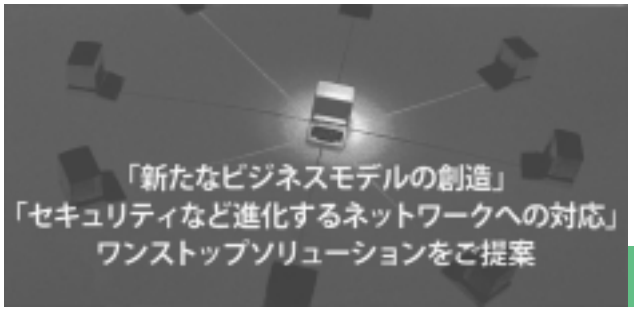

FUJITSU パートナー
扶桑電通株式会社
FUSO DENTSU

■青森営業所 青森市長島二丁目13番1号
TEL. 017-775-2031(代) FAX. 017-774-4720

■八戸営業所 八戸市三日町2(青銀明治安田生命ビル)
TEL. 0178-44-1855 FAX. 0178-44-8494

《ホームページアドレス》
http://www.fusodentsu.co.jp

☆投票場所および投票時間

投票区		投票場所	投票時間
第１投票区　大佐井		津軽海峡文化館「アルサス」	午前７時から午後８時まで
第２投票区　古佐井		佐井村児童交流センター（※旧保育所）	午前７時から午後８時まで
第３投票区　原田		原田地区生活改善センター	午前７時から午後８時まで
第４投票区　川目		川目地区生活改善センター	午前７時から午後８時まで
第５投票区　矢越		矢越地区生活改善センター	午前７時から午後８時まで
第６投票区　磯谷		磯谷地区漁民研修センター	午前７時から午後８時まで
第７投票区　長後		長後地区生活改善センター	午前７時から午後７時まで
第８投票区　福浦	県議選	ふれあいセンター（※旧診療所）	午前７時から午後７時まで
	村議選	歌舞伎の館	
第９投票区　牛滝		牛滝地区交流促進センター	午前７時から午後７時まで

☆開票場所および開票時間（県議選・村議選）

開票場所	開票時間
津軽海峡文化館「アルサス」　しおさいホール	午後８時45分から

投票所入場券

◇入場券は、ハガキで各家庭に郵送します。
◇入場券を紛失した場合でも投票できますので、投票所でその旨申し出てください。

佐井村議会議員選挙立候補予定者説明会
～お知らせ～

選挙管理委員会では、「佐井村議会議員選挙」に立候補を予定されている方を対象にして、次のとおり説明会を開催します。

○日時　平成23年３月22日(火)　午後３時～
○場所　佐井村役場　２階　第２委員会室

選挙は、私たちが直接政治に参加できる絶好の機会です。
私たちの青森県、私たちの佐井村が、より一層住み良いまちとなるよう、棄権せずにみんなで投票に行きましょう。

選挙は明るく公正に行いましょう

【お問合せ】　佐井村選挙管理委員会　☎３８－２１１１

環境を大切にすることは、こころを大切にすること

地域の発展と共にあゆむ　**佐井村建設業協会**

【協会員】　細川建設㈱　㈱工藤建設工業　坪谷建築店　七戸建築店
㈲高久建設　㈲中村建業　㈲東出水道設備　大畑建工務店
磯川建築　㈲サンテック　根岸塗装店

統一地方選挙のお知らせ

4月10日(日)は青森県議会議員選挙の投票日です。
4月24日(日)は佐井村議会議員選挙の投票日です。

投票できる人（選挙人名簿に登録されている人）

選挙の日程		青森県議会議員選挙	**佐井村議会議員選挙**
告示日		4月1日(金)	**4月19日(火)**
投票日		4月10日(日)	**4月24日(日)**
期日前投票・不在者投票のできる期間		4月2日(土)から4月9日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで	**4月20日(水)から4月23日(土)まで 午前8時30分から午後8時まで**
佐井村で投票できる方	年齢要件	平成3年4月11日までに生まれた人	**平成3年4月25日までに生まれた人**
	住所要件	平成22年12月31日までに佐井村に住民登録をして投票日まで引き続き住所を有している人	**平成23年1月18日までに佐井村に住民登録をして投票日まで引き続き住所を有している人**

転出した人

◇県議会議員選挙

①県外へ転出した人→選挙資格がなくなり、投票できません。

②県内の他の市町村へ転出した人（佐井村の選挙人名簿に登録されている人）

→佐井村で投票することになります。**（②の場合、転出先の市町村長が発行する証明書【その市町村に引き続き住所を有する旨の証明書（住民票でも可）】が必要。）**

◇村議会議員選挙

・村外へ転出した人 → 選挙資格がなくなり投票できません。

転入した人

◇県内の他の市町村から転入した人（転入届をして3ヶ月を経過していない人）

→前住所地で投票することになります。**（この場合、佐井村発行の証明書が必要です。）**

期日前投票について

◇投票日に仕事や旅行などで投票に行けない方

投票場所→佐井村役場「振興センター(和室)」

※入場券を持参してください。

不在者投票について

◇仕事の都合で他の市町村にいる方または病院などに入院している方

※佐井村や病院長などに早めに請求手続きをしてください。（※村議選については、4月号広報でお知らせします。）

◇郵便による不在者投票

「郵便投票証明書」の交付を受けている人は自宅で郵便による不在者投票ができます。

申請手続 →①本人が署名した郵便投票証明書交付申請書

②身体障害者手帳または戦傷病者手帳

◎級別の標準的な職務内容

区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級
行政職	主事	主事	主幹	課長補佐	課長・室長	課長・室長
	技師	技師	主任主査	室長補佐	事務局長	事務局長
	主事補		主査	総括主幹	副参事	参事
			技師			教育次長

◎その他の手当

区分	内容				
扶養手当	配偶者				1万3,000円
	配偶者以外	1人目	配偶者有	扶養親族	6,500円
				非扶養親族	6,500円
			配偶者無		1万1,000円
		2人目以上			6,500円
	満16歳から22歳までの子に加算となる額				5,000円
住居手当	借家（貸間）限度額				2万7,000円
	持ち家				0円
通勤手当	交通機関利用者限度額				5万5,000円
	交通用具利用限度額				2万　900円

※交通用具利用者の通勤手当を除き国と同額です。
※持ち家の住居手当は平成21年12月より支給廃止となりました。

◎特別職の報酬等の状況

区分		給料月額等	期末手当
給料	村長	51万8,000円	6月期 1.45月 12月期 1.60月
	教育長	44万　円	
報酬	議長	24万2,100円	
	副議長	20万1,600円	
	議員	19万2,600円	

※村長30%、教育長20%、議会議員10%を削減しています。
※期末手当は平成21年度における支給割合です。

◎部門別職員数の状況（各年4月1日現在）

区分		職員数			前年増減数および増減の理由	
部門		平成20年	平成21年	平成22年	前年増減数	増減理由
一般行政	議会	2	2	2	0	
	総務企画	16	17	17	0	
	税務	2	2	2	0	
	民生	10	10	5	－5	保育所関係職員減
	衛生	3	3	3	0	
	農林水産	4	4	3	－1	退職不補充
	商工	1	1	1	0	
	土木	2	2	2	0	
	小計	40	41	35	－6	
特別行政	教育	7	7	7	0	
一般会計合計		47	48	42	－6	定年退職3名、勧奨退職2名、普通退職1名
公営企業等会計	水道	8	8	8	0	
	その他					
合計		55	56	50	－6	

※特別行政部門には教育長を含んでいます。

◎年齢別職員構成の状況

区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	合計
22年度	0人	1人	1人	3人	13人	4人	5人	4人	6人	7人	5人	0人	49人
21年度	0人	1人	2人	4人	15人	4人	3人	4人	6人	8人	8人	0人	55人

村職員の給与等の状況

地方公務員給与の適正化を目的とした国の指導に基づく村職員の給与の状況をお知らせします。（平成22年４月１日を基準日としています。）

◎人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口（H22. 3. 31現在）	実質収支	歳出額 A	人件費 B	人件費率（B／A）
21年度	2,494人	7,900万1千円	31億32万3千円	3億9,246万1千円	12.66%

※人件費には特別職（議員、農業委員等）に支給される給料・報酬を含みます。

◎職員給与費の状況（平成22年度普通会計当初予算）

区分	職員数 A	給　料	職員手当	期末・勤勉手当	合計 B	１人当たりの給与費（B／A）
22年度	47人	1億7,918万8千円	2,020万7千円	6,073万4千円	2億6,012万9千円	553万4千円

※給料月額の２％、期末・勤勉手当については職制上の段階、職務の級等による加算措置無の３％を削減し抑制措置をしています。

◎職員の平均給与月額および平均年齢の状況

区　分	一般行政職		技能労務職	
	平均年齢	平均給与月額	平均年齢	平均給与月額
22年度	42.0歳	32万4,368円	56.2歳	35万3,019円
21年度	42.9歳	33万1,340円	55.2歳	35万2,545円

◎職員の初任給の状況

区　分	行政職	技能職	国の制度	
			行政職	技能職
高校卒	14万　100円	13万7,200円	14万　100円	13万7,200円
大学卒	17万2,200円		17万2,200円	

◎昇給期間短縮の状況

区　分		行政職	技能職	医療職
22年度	職員数	43人	３人	３人
	昇給期間短縮職員数	０人	０人	０人
	比率	0.0%	0.0%	0.0%
21年度	職員数	46人	３人	３人
	昇給期間短縮職員数	０人	０人	０人
	比率	0.0%	0.0%	0.0%

◎級別職員数の状況

区　分	１級	２級	３級	４級	５級	６級	合計
行政職	3人	3人	22人	6人	9人		43人
医療職			3人				3人
技能職					3人		3人

◎期末・勤勉手当の状況

21年度	期末手当	勤勉手当
６月期	1.25月	0.70月
12月期	1.45月	0.75月
計	2.7月	1.45月

※支給割合は国と同じです。

平成23年高齢者交通安全年間スローガン入賞作品

青森県内の平成22年における交通死亡事故の全死者数の約７割を65歳以上の高齢の方が占めています。

そこで、青森県警察本部では、平成23年中の交通死亡事故抑止対策の一環として、高齢者交通安全年間スローガンを募集したところ入賞作品が決まりました。

青森県警シンボルキャラクター
アピーくん

金賞　孫とペア　みんなに見せたい　反射材
銀賞　暗い道　あなたを守る　反射材
銀賞　我が親と　思えば待てる　その横断
銀賞　身を守る　キラリと光る　反射材

家族そろって、交通災害共済に加入しましょう！
「1日1円でご家族に大きな安心を」

交通災害共済は、日本全国どこで起きた交通事故でも、弔慰金またはケガの程度に応じて見舞金を支払いする制度です。

みなさんのお宅を、行政連絡補助員の方が伺ったと思いますが、交通災害共済に加入し忘れた方、詳しく内容を聞きたい方などは、各地区の行政連絡委員または、役場総務課総務・情報部門（担当：葛野）までご連絡ください。

交母だより

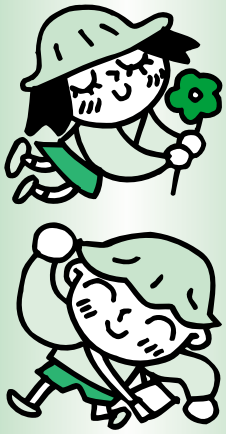

佐　井　村
交通安全母の会

みんなで続けていこう！交通死亡事故ゼロ次の目標は500日

記　録　118日（３／１現在）

こちら佐井駐在所　☎(38)2218

スピードの出し過ぎに注意しましょう

◎雪解け時期の運転に十分注意を！

日中は天候が良くても、朝・夕は気温が下がり、雪解け水が凍ったり、見た目には黒く濡れているように見える路面が、実はブラックアイス状態になっていることがあります。

また、日中でも日の当たらない個所や橋の上、トンネルの出入り口付近などは路面が凍っていることがあります。

スピードを出し過ぎると視野が狭くなり、危険の見落としや危険への対応が遅くなり、思わぬ事故につながります。

本格的な春の到来までは、常に路面状況と気温に注意して、安全な速度で交通事故を起こさないようにしましょう。

◎運転者は同乗者全員にシートベルトの着用を！

昨年の交通事故を見ると、自動車乗車中の死者22人のうち、シートベルト非着用死者が10人で、このうち４人は着用していれば助かったと思われます。

シートベルトを着用していなかったために、衝突の衝撃でハンドルやダッシュボード、フロントガラスなどにぶつかったり、さらには車外に放出され、重大な被害を受けることがあります。

シートベルトは、交通事故の際の被害軽減に大きな効果があります。

運転者は、全員のシートベルト着用を確認してから発進しましょう。

●駐在メモ

昨年中における村内の交通事故は、人身事故が４件（うち１件は死亡事故）で前年比１件の増加、物件事故も前年を７件上回る24件となりました。県外から観光などに来て、村内で交通事故を起こすケースが多く見られました。

事件関係では前年より７件減少し、３件（薪泥棒、詐欺、名誉毀損）の発生でした。今後、県内死亡事故の７割を占める高齢者対策と県外からの観光客による交通事故防止対策が緊急の課題です。

駐在日誌　～管内事件・事故発生状況～

１月　**【事　　件】**なし　**【事　　故】**なし

事件・事故には遭わないよう、起こさないよう、みんなで気をつけましょう。

出場指令！119

佐井消防分署
☎38−2266

佐井村消防団　Ｓ－ＫＹＴ研修（消防団危険予知訓練）

２月13日(日)、アルサスで宮城県から講師２名を迎え佐井村消防団Ｓ－ＫＹＴ研修（消防団危険予知訓練）を実施しました。

この訓練は、災害現場に潜む危険を見抜く力を養い、基本(安全な行動)を守る意識を強く植えつけるために極めて有効な訓練です。

受講した団員は、指差し呼称やタッチ・アンド・コールなどに真剣に取り組み、危険予知に対する意識を高めました。

原田地区公民館でＡＥＤ講習会実施

２月６日(日)、原田地区住民が原田地区生活改善センターで、ＡＥＤ（自動体外式除細動器）を使用した普通救命講習会を行いました。講習会では、気道確保・人工呼吸・胸骨圧迫などの心肺蘇生法と、ＡＥＤの使い方などの説明を受けた後、ダミー人形を使って一連の手順を学びました。

佐井消防分署では、今後もＡＥＤを使用した心肺蘇生法を普及させ、村内に救命の輪を広げていきます。

職場や、地区内で救命講習会の受講希望がありましたら、佐井消防分署までお問合せください。

佐井村保育所「防火豆まき大会」

２月３日(木)、佐井村保育所で「防火豆まき大会」を行いました。

当日は、赤オニに扮した消防署員が登場し、子ども達はおどろいた様子でしたが、明るく楽しく笑顔いっぱいの姿で今年一年を元気に過ごせるよう祈り、オニを追いはらいました。

食生活改善推進員の活動を紹介します

保健師だより

村にはさまざまな協議会や委員会などがありますが、特に保健師と関わりの深い組織が「保健協力会」と「食生活改善推進協議会」です。

今年度も、保健協力員や食生活改善推進員（食改）と一緒にいろいろな活動を行ってきましたが、今回は年度の後半で実施した食改事業を紹介します。

年度の前半では、「男性のための料理教室」や「健診結果説明会での健康レシピの紹介と試食」などを行いましたが、22年11月から23年１月にかけては、保育所で子どもたちと一緒に郷土料理を作ったり、もちつき会の手伝いをしたり、アルサスで高血圧予防教室を開催したりしました。

これからも食改と一緒に、生活習慣病予防や食を通じた健康づくりのお手伝いをしていきたいと思っています。

今回紹介した“食改”になるためには、村が開催する養成講座を受講していただく必要があります。養成講座の開催については未定となっていますが、食改の活動や養成講座に興味のある方は、住民福祉課福祉・健康づくり部門（☎３８－２１１１）までお問合せください。

郷土料理づくり ＆ もちつき会

子どもたちと一緒に“けの汁”と“鶏肉入りかやくご飯”を作りました。

材料を細かく切るのが大変でしたが、みんなで協力して作りました。

野菜・山菜などがたっぷり入ったメニューでしたが、子どもたちはおいしそうに食べていました。

あんこやもちの準備をお手伝いしたり、子どもたちと一緒にもちをついたり、あんこをもちで包む手伝いをしたり……。

子どもたちとふれあいながら、楽しいもちつき会になりました。

（この日の様子は、12月22日の東奥日報でも紹介されました。）

高 血 圧 予 防 教 室

“高血圧予防教室”を２回にわたって開催しました。この教室は、日本食生活協会からの委託事業で、生活習慣病について正しく理解し、高血圧を予防することを目的としたものです。食改が中心となって、県内・全国の各地で行われています。

食改会長によるミニ講話“減塩のための料理の工夫について”や、調理実習と試食、簡単エクササイズ紹介などを行いました。

こんな状態が続いていませんか？ ～３月は自殺対策強化月間です～

「眠れない」「気分が沈む」「だるい」「頭痛」「やる気がでない」「自分を責める」などの状態が２週間以上ほとんど毎日続いていて、生活に支障が出ている場合、うつの可能性があります。心や体のつらい状況を“見て見ぬふり”せずに、早めに病院を受診したり、相談してみましょう。

歯科だより

歯ブラシなどの選び方

口の中を効果的に清掃するために、歯ブラシの他にもいろいろな補助用具があります。歯ブラシも、その大きさや硬さでも用途が異なりますので自分自身にあった歯ブラシや補助用具選びが、ブラッシングの効果を上げるためにも重要です。

①**普通～硬めの歯ブラシ**……歯に付着した歯垢を落とすのに効果的。
②**やわらかめの歯ブラシ**……歯肉のマッサージによい。
③**タフトブラシ**……萌出途中の歯、歯と歯が重なっている部分など歯ブラシでは届きにくい部分に使用。【図１】
④**デンタルフロス(糸ようじ)**……隣合った歯と歯の接触した部分の清掃に使用。【図２】デンタルフロスは指に巻いて使用。
⑤**歯間ブラシ**……ブリッジの下や歯と歯の間の隙間に使用。太さがいろいろあるためサイズ選びは慎重に行う。【図３】
⑥**入れ歯ブラシ**……入れ歯がみがきやすいようにブラシが工夫されている。

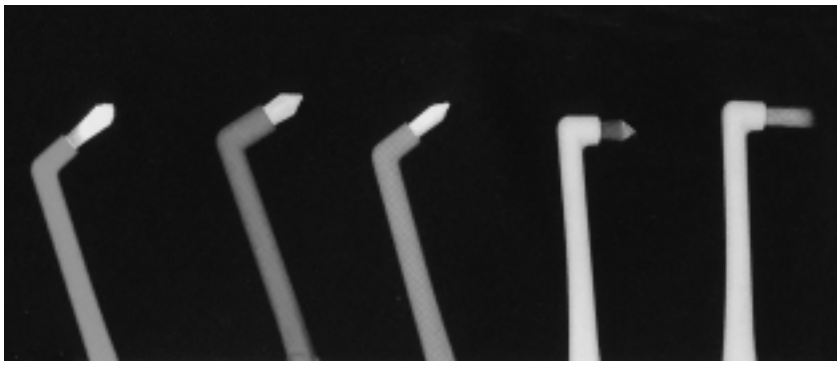

【図１】

【図２】

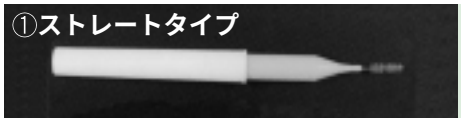 ①ストレートタイプ	前歯部の歯間清掃に適している。臼歯部には、ブラシ部分を曲げて使用する。
②アングルタイプ	臼歯部の歯間への到達が容易、頬があまり伸展しない方に向いている。
③カーブタイプ	前歯部・臼歯部の両方に使いやすいよう設計されている。

【図３】

※さまざまな形や大きさの物がありますので、「自分にはどれがいいのかな？」と迷ったらぜひ佐井歯科診療所（☎３８－２２６１）にご相談ください。

歯磨き習慣はインフルエンザ予防に効果的?

歯磨きで口の中を清潔に保つとインフルエンザ予防になるといわれています。

実際に東京都の小学校で洗面台を増設、昼食後の歯磨きを行ったところ、インフルエンザによる学級閉鎖率が他の学校よりも大幅に低かったとのことです。

これは歯磨きをすることでうがいや手洗いも並行して行い、予防意識の向上にもつながったようです。みなさんも１日３回の歯磨きで予防効果を高めましょう。

教育委員会だより

牛滝小が奨励賞

このほど開催された下北小中学校競書大会で、牛滝小の児童５人が全員入選を果たし、学校も奨励賞を受賞しました。

奨励賞　牛滝小学校

特別賞　竹内将人（３年）
特　選　長谷川航太（１年）
特　選　濱野志織（５年）
秀　作　長谷川海斗（３年）
佳　作　坂井萌（６年）

＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊

佐井小卓球部 大健闘

１月30日(日)、むつ市民体育館で第24回濱谷杯争奪むつ市卓球選手権大会が開催され、小学男子の部で竹内佑くん（４年）が第１位、佐藤雅希くん（６年）が第３位の成績を収めました。

＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊～・～＊

佐井村小学生卓球大会

２月20日(日)、佐井中学校体育館で第33回佐井村小学生卓球大会が開催されました。
村内はもとより大間町からも参加があり、約70人の選手が熱戦を繰り広げました。

◇４年生以下男子
第１位　内田大空（佐井）
第２位　長谷川海斗（牛滝）
第３位　竹内将人（牛滝）
　　館脇力（佐井）

◇４年生以下女子
第１位　宮川恵梨加（佐井）
第２位　岡村智優（奥戸）
第３位　佐々木穂乃香（奥戸）
　　柴田萌夏（奥戸）

◇５年生以上男子
第１位　宮野栄一郎（佐井）
第２位　田名部岳春（佐井）
第３位　大畑作弥（佐井）
　　松谷拓人（佐井）

◇５年生以上女子
第１位　中村樹美佳（佐井）
第２位　熊谷彩夏（佐井）
第３位　須藤流那（佐井）
　　館脇奈津美（佐井）

【４年生以下男子の部決勝】

【４年生以下女子の部決勝】

大佐井地区連合子ども会が熱演

２月６日(日)、下北文化会館でむつ下北地区子ども会育成連合会による「郷土芸能発表会」が開催され、佐井村からは大佐井地区連合子ども会(代表：畠中隆二くん)が出演しました。

大佐井青年会の指導を受けて練習してきたヤマヤレなどの祭囃子７曲を披露し、会場を大いに盛り上げました。

ロシアからの手紙

昨年12月28日(火)、奥本次男さん（大佐井）と孫の葛西幸芽くん（第二田名部小２年）が自宅前の海岸を散歩中、大きめのビンを拾いました。中身を取り出してみたところ、ロシア語で書かれた付箋紙２枚が入っていました。

(財)青森県国際交流協会のご厚意で翻訳していただいたところ、差出人は分からないものの、家族の幸せを海の神に祈る内容でした。

2010年８月27日の日付があるので、４ヶ月ほど海を漂い佐井にたどりついたと思われる、不思議な手紙です。

佐井村第４次長期総合計画審議会
～審議結果を村長に答申～

平成23年４月から10年間のむらづくりを進める基本方針などを定めた村の最上位計画となる「佐井村第４次長期総合計画」を５回にわたり検討してきた総合計画審議会（会長：末永洋一青森大学学長）は２月17日(木)、村長に総合計画案を答申しました。

今回提出された計画案では、村の将来像を「人と地域が輝く、“協働”と“地域力”のむら～“ヒューマニティさい”の創造～」とし、小さくとも住民一人ひとりが力を出し合い、共に支え輝く協働のむらづくりを推進し、持続的なむらづくりに取り組むことを目指しています。

審議会の末永会長は「本計画をすみやかに決定のうえ、総合的かつ計画的な行政運営を着実に運営され、目標が達成できるよう最善の努力をされることを期待します」と述べ、計画案を村長に手渡し、受け取った村長は「審議会から答申された内容は最大限に尊重させていただき、計画内容と進捗状況を住民のみなさんにわかりやすく伝えていきます」と答えました。

村ではこの答申を受け、庁内で協議した後、３月議会へ計画を提案します。

村長に答申書を読み上げる末永会長(右)

答申後、村長と意見交換をする審議会の委員

地上デジタル放送を受信するための簡易チューナーの無償給付等の追加支援のお知らせ

総務省では、経済的な理由などで地上デジタル放送に移行することが難しい世帯に対し、簡易チューナー（１台）の無償給付などの支援を実施してきましたが、今回下記の対象者が追加となりました。

⑴支援の対象

対象者は生活保護世帯や、障害者非課税世帯などのＮＨＫ放送受信料が全額免除となっている世帯のほかに、今回**市町村民税非課税世帯**が対象となりました。

⑵支援の内容

地上デジタル放送を受信するための「簡易なチューナー（１台）」の無償給付を行います。

※なお、アンテナの工事などの経費は、本支援の対象外です。

⑶支援の申込受付期間

平成23年７月24日まで（消印有効）

天候不順などの理由で支援が遅れることがあります。支援を希望される方は受付期限にかかわらずお早めにお申込みください。

申込用紙などの書類は、役場住民福祉課にありますので申込みを希望される方はご来庁願います。

【お問合せ】福祉・健康づくり部門　担当：中村、奥本

国民年金だより

むつ年金事務所
☎22-2278

忘れていませんか？こんなときは、届出が必要です!!
～第３号被保険者の届出～

第２号被保険者（厚生年金や共済組合に加入している方）に扶養されている20歳以上60歳未満の配偶者は、第３号被保険者として国民年金に加入することになります。

加入手続きは、第２号被保険者の勤務先を経由して行うことになります。

なお、国民年金保険料は、第２号被保険者の加入している年金制度が負担しますので、ご自分で納める必要はありません。

※第３号被保険者に該当したときの届出以外に、第２号被保険者が転職や退職したとき、住所に変更があったときにも届出が必要です。

こんなとき	被保険者種別	届出先
• 配偶者である第２号被保険者が会社を退職したとき • 配偶者である第２号被保険者の扶養から外れたとき • 配偶者である第２号被保険者と離婚したとき • 配偶者である第２号被保険者が65歳になったとき	第３号→第１号	住所地の市町村
• 本人（第３号被保険者）が就職して厚生年金や共済組合に加入したとき	第３号→第２号	勤務先
• 配偶者である第２号被保険者の加入する被用者年金制度が変わったとき（例えば厚生年金から共済組合）	第３号→第３号 （種別は変わりませんが届出が必要です）	第２号被保険者の勤務先
• 本人の住所が変わったとき		第２号被保険者の勤務先

【お問合せ】むつ年金事務所（国民年金課）
住民福祉課住民・環境部門　担当：七戸

住民基本台帳の一部の写しの閲覧状況

住民基本台帳の一部の写しの閲覧について、法令に基づき、平成21年12月１日から平成22年11月30日までの１年間の閲覧状況について公表します。

閲覧団体	閲覧請求事由	閲覧に係る範囲	閲覧月日
財団法人 日本原子力文化振興財団	核燃料サイクル立地地域の隣接市町村の住民を対象としたニーズ調査	原田・川目・古佐井・大佐井・矢越・磯谷地区 20歳以上89歳以下の男女30名	平成22年８月18日

【お問合せ】住民・環境部門　担当：木下

エイジレス・ライフの実践者を募集します

内閣府では、エイジレス・ライフ（年齢にとらわれず自らの責任と能力において自由で生き生きとした生活を送る）を実践している高齢者、地域で社会参加活動を積極的に行っている高齢者グループを公募し、毎年広く紹介しています。

平成23年度も次のとおり募集が行われますので、ぜひご応募ください。

募集する活動事例

◆エイジレス・ライフ実践者

- これまで培った知識や経験を社会に還元し活躍する高齢者
- 地域の中で、リーダーやコーディネーターとして活躍する高齢者
- 自らの努力、修練などにより、優れた体力・気力などを維持して活躍する高齢者など

◆社会参加活動グループ

- 支えあい活動や教育、文化芸術、スポーツなどの活動を行うグループなど

応募期限　３月25日(金)

応募方法　住民福祉課に上記活動を行っている方の氏名またはグループ名、活動内容が分かるものを提出してください。

【お問合せ】福祉・健康づくり部門　担当：宮澤

児童扶養手当・特別児童扶養手当のお知らせ

児童扶養手当

○支給対象

何らかの理由により、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している（ひとり親家庭の）場合や、父または母が心身に障がいのある場合に、その児童を養育している父または母（または養育者）に対して支給されます。手当の支給は、児童が18歳に達した年度末まで支給の対象となります。

なお、児童が政令で定める障がいを有するときは、児童が20歳に達するまで支給されます。ただし、児童が施設に入所したり、父または母（または養育者）もしくは児童が国民年金などの公的年金を受けているときや、児童が年金の加算の対象となっている場合は支給されません。

○手当額（平成23年4月から）

全　部　支　給…月額41,550円
一　部　支　給…所得に応じて月額　41,540円～9,810円（10円きざみ）
第２子加算…月額5,000円（全部支給、一部支給共通）
第３子以降加算…１人につき月額3,000円（全部支給、一部支給共通）

※所得制限があります。

特別児童扶養手当

○支給対象

心身に障がいがある20歳未満の児童を監護する父または母、もしくはその養育者に支給されます。ただし、児童が施設などに入所している場合は支給されません。

○手当額（平成23年４月から）

	障がい程度	手当月額
１級	身体障害者手帳１級、２級、愛護手帳Ａ程度	50,550円
２級	身体障害者手帳３級程度	33,670円

※所得制限があります。

【お問合せ】住民・環境部門　担当：七戸

平成23年度協会けんぽ青森支部の健康保険料率のお知らせ

全国健康保険協会（協会けんぽ）青森支部では、県内の中小企業などで働くサラリーマンとそのご家族が加入する健康保険を運営しています。

当支部の保険料率は、昨年春に8.21％から9.35％へと大幅に引き上げざるを得ませんでしたが、依然として財政状況は厳しく、また現在の累積債務を着実に解消する必要があることから、本年も４月納付分の保険料より9.51％への引き上げが避けられなくなりました。

厳しい中小企業の経営環境や家計状況の中ですが、みなさんの医療を支えるため、何卒ご理解をお願いします。

【お問合せ】全国健康保険協会青森支部　☎０１７－７２１－２７１３
ホームページ　http://www.kyoukaikenpo.or.jp/13,0,73.html

国家公務員採用試験のお知らせ

人事院では、次のとおり国家公務員採用試験を実施します。

試　験　名	受付期間（郵送の場合は、受付最終日の通信日付印有効）	第１次試験日
Ⅰ種試験（大学卒業程度）	４月１日(金)～４月８日(金)〔インターネットまたは郵送〕	５月１日(日)
Ⅱ種試験（大学卒業程度）	４月11日(月)～４月20日(水)〔インターネットまたは郵送〕	６月19日(日)
Ⅲ種試験（高校卒業程度）	６月21日(火)～６月28日(火)〔郵送〕	９月４日(日)

※申込用紙の請求や受験資格などの詳しい内容については、下記にお問合せください。

【お問合せ】人事院東北事務局　第二課　試験係　☎０２２－２２１－２０２２
人事院ホームページ　http://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.htm

佐井村広報モニターを募集します

村では、平成22年度から「広報さい」に関する住民のみなさんの建設的な意見や要望を聴取し、よりよい広報紙づくりに反映させるため、広報モニターを設置しています。

平成23年度も下記により募集しますので、ぜひともモニターに参加し、ご協力いただきますよう、よろしくお願いします。

■募集要項

募集対象　満18歳以上の村内に居住している方か村内事業所に勤務している方
募集人数　10名以内　※応募多数の時は年齢などが偏らないように選考します。
任　　期　平成23年４月１日(金)から平成24年３月31日(土)まで
募集期間　平成23年３月11日(金)まで
応募方法　下記「応募用紙」に記入の上、総務課広報企画政策担当へ提出してください。
（広報企画政策担当へ電話（☎３８－２１１１）、（ＦＡＸ３８－２４９２）での応募も可）
そ の 他
- 謝礼として、粗品を進呈します。
- 会議などに出席する場合は、報酬および費用弁償を支給します。
- モニターの氏名などは公表されることはありません。

■広報モニターのお仕事

①「広報さい」を読んでのご意見・ご感想の提出（毎月ハガキにより、提出してもらいます。）
②広報モニター会議への出席（年２回程度）

キリトリセン

応　募　用　紙

平成23年　　月　　日

住　所	佐井村大字	電話番号	
氏　名		生年月日	（　　歳）
性　別	男　・　女	職　業	
そ　の　他（ご意見などを記入ください）			

下北地域県民局県税部からのお知らせ

◎自動車税と住所変更について

自動車税は、毎年４月１日現在の自動車の所有者に１年分を納めていただく税金で、青森県では６月に課税しています。

自動車税の納税通知書は、原則として車検証に記載されている住所にお送りしています。

自動車をお持ちの方は、引っ越しなどで住所が変わったときには、運輸支局で住所の変更登録をする必要があります。３月中にこの変更登録をしていただくと、自動車税の納税通知書も変更後の住所に送られることになります。

すぐに変更登録の手続ができない事情がある場合は、下北地域県民局県税部まで新しい住所をお知らせください。

また、自動車税の住所変更の届出は県税ホームページでも受付しています。

【お問合せ】下北地域県民局県税部納税管理課　☎２２－８５８１（内線２１０、２１１）
ホームページ　http://www.pref.aomori.lg.jp/life/tax/top.html

～ふるさと納税～　ご寄附いただきありがとうございました

ふるさと納税は、生まれ育った地域や、関わりが深く自らが「ふるさと」として応援したい地域に寄附をした場合、現在お住まいの市区町村の個人住民税や所得税を一定限度まで控除する制度です。

平成23年２月末日現在、下記受領状況のとおり17名の方々から合計36万円のご寄附がありました。

みなさんからお寄せいただいた寄附金は、指定の各種事業に活用させていただきます。

ご寄附をいただきました17名の方々には、改めて感謝を申し上げます。

平成22年度ふるさと佐井村応援基金寄附金（ふるさと納税）受領状況

平成23年２月28日現在

使　途　指　定	件数	寄附金額	使　途　指　定	件数	寄附金額
①村民の生活向上に欠かせない道路整備と交通・通信体制の整備	0	0円	④村の活性化のため、水産業の安定と観光の振興	0	0円
②村民が安心できる生活環境の整備と消防・防災体制の確立	0	0円	⑤村民が佐井村に生まれてよかったと実感できる、福祉・保健・医療の充実	1	10,000円
③村民が豊かな自然を後世に残すため、自然環境の保全と景観の保護	1	20,000円	⑥村の将来を担う子どもたちのため、学校教育の充実と郷土文化の伝承	15	330,000円
平成22年度合計				17	360,000円
これまでの累計額				37	915,000円

【お問合せ】企画・財政部門　担当：中村

●･･ 編集後記 ･･●

昨年９月号から連載してきました、福田一徳さん（磯谷）による地元の新鮮な食材で作る簡単料理は、今月号で終了します。プロの目線で考えられた数々の創作料理は、毎月住民のみなさんを楽しませてくれました。計７回にわたりご協力いただき、本当にありがとうございました。

【広報編集委員】

入札情報

２月２日実施分

○工事第18号　原田地区生活改善センタートイレ等改修工事
契約金額　10,237,500円（税込）　**請負業者**　㈱工藤建設工業

○工事第19号　川目地区生活改善センタートイレ等改修工事
契約金額　6,615,000円（税込）　**請負業者**　㈲東出水道設備

○工事第20号　寿荘解体工事
契約金額　4,599,000円（税込）
請負業者　大畑・磯川経常建設共同企業体

○工事第21号　菌床しいたけハウス屋根被覆材張替工事
契約金額　3,790,500円（税込）　**請負業者**　㈲サンテック

○購入第９号　津軽海峡文化館暖房機器購入
契約金額　1,561,350円（税込）　**委託業者**　布施商店

戸籍の窓口

2月15日現在

◎おくやみ申し上げます

樋口みよしさん（時　男さん）　大佐井
田名部やへさん（小笠原信夫さん）　矢　越
畠中　　猛さん（ミ　ヱさん）　大佐井

※個人のプライバシーを尊重する意味で、掲載して欲しくない方は、届出の際、担当に申し出てください。

佐井村の人口

1月31日現在

男	1,257（－1）	計	2,501（－2）
女	1,244（－1）	世帯数	1,059（＋2）

（　）内は前月比

不　動　産　公　売

村税の滞納処分として差し押えた不動産を競争入札で公売（売却）します。

◎日　時　3月8日(火)午後1時30分～午後1時40分
◎場　所　佐井村役場2階　応接室
◎公売参加の条件等

- 希望者は下記の注意事項を確認のうえ、午後1時25分までに直接会場へお越しください。
- どなたでも参加できますが、入札に際し公売保証金、印鑑が必要です。
  また、代理で参加する場合は委任状が必要となります。
- ただし、滞納者および公売場所への入場、入札などを制限されている方は公売に参加することはできません。
- 詳しくは、青森県市町村総合事務組合滞納整理課、役場住民福祉課税務・国保部門、役場前掲示板にてご確認ください。
- 不動産の表示は、登記簿上の表示です。
- 事情により、公売を中止することがあります。

不動産の概要

公告番号	所　　在	地目	地　積	最低公売価格
公告第12号	佐井字古佐井川目52番地1	山林	2,615㎡	94,000円

※注意：入札者は、必ず現地で物件を確認してください。

【お問合せ】青森県市町村総合事務組合　滞納整理課
☎０１７－７２３－１３３１
役場住民福祉課　税務・国保部門
☎３８－２１１１

地元の食材で作る簡単料理！

講師は福田一徳さん（磯谷）です。

佐井村産、鱈のムニエル、トマトバターソースと初春のサラダ添え

材料（2人分）

- 鱈の切り身　200ｇ
- トマト　1／2ヶ
- バター（無塩の物）　40ｇ
- パセリ（みじん切り）　適量
- 塩、こしょう、小麦粉　各適量
- だいこん、にんじん、きゅうり　各適量
- 市販のドレッシング（身近にあるものでＯＫ！）

作り方

① 鱈は皮を取り除き、塩、こしょう、小麦粉をまぶし、焼きます。
② トマトは皮付きのまま、3㎜角に切り、パセリはみじん切りにします。
③ ②の材料を、フライパンに入れ、バター40ｇを加えて火にかけ、ソースを作っておきます。
④ 熱々の鱈をお皿に盛り付け、その上から③のソースをかけて出来上がり！
⑤ だいこん、にんじん、きゅうりを細いせん切りにし、生のまま市販のドレッシングで和え、鱈に添えて一緒にいただきましょう。

ポイント　**鱈はイタリア料理の世界でもよく使います。たまには変わった鱈の味はどうでしょう！**

※昨年の9月号から連載してきましたこのコーナーは、今月号をもって終了します。

NTT東日本

FLET'S 光

発行／佐井村　編集／佐井村広報編集委員会　2011年3月　第499号　ホームページ：http://www.sai.e-shimokita.jp
〒039－4711　青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森20　TEL：0175(38)2111　FAX：0175(38)2492